

令和8年4月から

「子ども・子育て支援金制度」が始まります

子ども・子育て支援金制度とは、こども未来戦略（令和5年12月策定）の「加速化プラン」における少子化対策を強化するために、全世代・全経済主体で子どもや子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

「子ども・子育て支援金制度」の仕組み



※支援金は共済組合が国に代行して徴収し、国へ納めることになります。

○ 子ども・子育て支援金の掛金について

子ども・子育て支援金は令和8年4月分掛金から、短期掛金、介護掛金とあわせて徴収が開始されます。

掛金の計算方法

短期標準報酬月額（短期標準期末手当額）× 支援金掛金率※

※令和8年度の支援金掛金率は、1.15%の予定です。

（こども家庭庁が示す被用者保険に係る一律の支援金率である2.3%を労使折半したもの）

令和10年度にかけて支援金率が引き上げられることがあらかじめ国より示されています。

- ・年齢や被扶養者の有無に関係なく、全組合員が徴収の対象です。
- ・75歳以上の組合員は、後期高齢者医療制度において徴収することとなるため、共済組合からの徴収はありません。

○ 支援納付金の用途

支援納付金を財源として国がこども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施します。

児童手当の拡充

児童を養育する保護者に支給される「児童手当」について、所得制限の撤廃、支給期間の延長、第3子以降の支給額の増額など受給範囲が拡充されました。

妊婦のための支援給付

安心して妊娠・出産、子育てできるための支援として、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠している子どもの数×5万円の支給を行います。

こども誰でも通園制度

保育所等に通っていない3歳未満の子どもを対象に、保育所等を時間単位で柔軟に利用できる制度です。

出生後休業支援給付、 育児時短就業給付

夫婦共に育児休業を取得したときや、育児のために時短勤務を選択した場合の新しい給付が創設されました。

※共済組合では、「育児休業支援手当金」、「育児時短勤務手当金」が令和7年4月から新設されています。

国民年金第1号被保険者の保険料免除措置

子どもが1歳になるまでの期間、自営業やフリーランス等の国民年金第1号被保険者の保険料が免除となります。

詳しくは
こども家庭庁のHPを
ご確認ください
こども家庭庁のHP
(概要説明)



このチラシに関するお問い合わせ先

北海道市町村職員共済組合 保険課保険係 TEL: 011-330-2563